

# 生徒指導と教育相談の今日的意義と関係性

## — 学習指導要領を中心に —

中尾 正彦

(東海学院大学人間関係学部子ども発達学科)

### 要 約

「生徒指導」「教育相談」が学習指導要領に位置づけられて50年になる。この両者の関係性を問う論述はこれまでいくつかなされてきたが、今回の学習指導要領の改訂及び“Society5.0時代”における学校の今日的意義を踏まえて、改めてその関係性について検討した。文部科学省は、平成29年3月の幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領の改訂を皮切りに、順次特別支援学校、高等学校の学習指導要領等の改訂を行った。幼稚園及び特別支援学校幼稚部についてはすでに平成30年度から全面実施されている。続いて、小学校及び特別支援学校小学部は令和2年度から、中学校及び特別支援学校中学部は令和3年度から、高等学校及び特別支援学校高等部は令和4年度から年次進行で実施することとした。今回の改訂では、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるような改善を行ったという。小学校の学習指導要領の中に「教育相談」が、また全学校種（幼稚園及び特別支援学校幼稚部を除く）の学習指導要領の中に「カウンセリング」「いじめ」がそれぞれ初めて規定される等、改訂史に刻まれる大きな変更が行われている。

キーワード：生徒指導 教育相談 ガイダンス カウンセリング いじめ

### 1. はじめに

OECD 生徒の学習到達度調査(PISA2018)において、日本は読解力分野の順位を下げたものの高い学力水準を維持していることが報告された。直近の全国学力・学習状況調査の結果においても、成績下位都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進んでいる報告があり、かつての「低学力」論争・問題は払拭された感がある。また、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造が益々変化しており、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されている。そのような中で、「Society5.0」における学びの在り方、求められる人材像として、めざすべき方向性が示されている。その一例として、①これまでの“一斉一律授業の学校”から、“読解力など基盤的な学力を確実に習得させつつ、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場”へ。②これまでの“同一学年集団の学習”から、“同一学年に加え、学習到達度や学習課題等に応じた異年齢、異学年集団での協働学習の拡大”へ。③これまでの“学校の教室”から、“大学、研究機関、企業、NPO、教育分化スポーツ施設等も活用した多様な学習の

場、学習プログラム”へと、AI等の先端技術を活用した「学びの在り方の変革」が進められようとしている。

その一方で、平成30年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」(文科省、R1.10.17公表)によると、①小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は72,940件(前年度63,325件)、児童生徒1,000人あたりの発生件数も5.5件(前年度4.8)であり、小・中・高等学校とも増加した。特に、小学校の発生件数が大幅な増加傾向にある。②いじめの認知件数は543,933件(前年度414,378件)、児童生徒1000人あたりの認知件数は40.9件(前年度30.9件)、重大事態の発生件数は602件(前年度474件)であり、認知件数は特別支援学校を含む全学校種でそれぞれ増加した。③小・中学校における、不登校児童生徒数は164,528人(前年度144,031人)、不登校児童生徒の割合は1.7%(前年度1.5%)であり、小・中学校ともに増加した。④小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は332人(前年度250人)であり、中・高等学校の生徒の自殺者数が増加した等の、いわゆる生徒指導及び教育相談上の深刻な実態と様々な課題が報告されている。

このように、学力向上、情報化や先端技術などが進展

## 生徒指導と教育相談の今日的意義と関係性

する一方で、子どもを取り巻く様々な課題が生じている。中でも、生徒指導及び教育相談のあり方やそれに関わる児童生徒の問題行動等への対策が喫緊の課題であろう。

生徒指導及び教育相談が学習指導要領に規定されて50年になる。この間、両者の関係性についていくつか論

説されたことはある（最近では中川ら(2015)など）が、新学習指導要領においてのそれは見当たらない。今回は、「カウンセリング」「いじめ」「不登校」等が初めて学習指導要領上に規定されるなど、生徒指導及び教育相談に関わる歴史的な改訂となった。この期に、生徒指導と教

表1 「生徒指導」の規定

	平成20年版(注1)	平成29年版(注1)
小 学 校	<p><b>第1章 総則 第4の2(3)</b></p> <p>日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、<u>生徒指導</u>の充実を図ること。</p> <p><b>第6章 特別活動 第3の2(2)</b></p> <p>[学級活動]については、…(省略)…、学級経営の充実を図り、個々の児童についての理解を深め、児童との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、<u>生徒指導</u>との関連を図るようにすること。</p>	<p><b>第1章 総則 第4の1(2)</b></p> <p>児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、<u>生徒指導</u>の充実を図ること。</p> <p><b>第6章 特別活動 第3の1(3)</b></p> <p>学級活動における児童の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童についての理解を深め、教師と児童、児童相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた<u>生徒指導</u>との関連を図るようにすること。</p>
中 学 校	<p><b>第1章 総則 第4の2(3)</b></p> <p>教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、<u>生徒指導</u>の充実を図ること。</p> <p><b>第5章 特別活動 第3の1(2)</b></p> <p><u>生徒指導</u>の機能を十分に生かすとともに、教育相談(進路相談を含む。)についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。</p> <p><b>第5章 特別活動 第3の2(2)</b></p> <p>…(省略)…また、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、<u>生徒指導</u>との関連を図るようにすること。</p>	<p><b>第1章 総則 第4の1(2)</b></p> <p>生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、<u>生徒指導</u>の充実を図ること。</p> <p><b>第5章 特別活動 第3の1(3)</b></p> <p>学級活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた<u>生徒指導</u>との関連を図るようにすること。</p>
高 等 学 校	<p><b>第1章 総則 第5款の5(3)</b></p> <p>教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、<u>生徒指導</u>の充実を図ること。</p> <p><b>第5章 特別活動 第3の1(2)</b></p> <p><u>生徒指導</u>の機能を十分に生かすとともに、教育相談(進路相談を含む。)についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。</p> <p><b>第5章 特別活動 第3の2(2)</b></p> <p>…(省略)…また、[ホームルーム活動]については、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、<u>生徒指導</u>との関連を図るようにすること。</p>	<p><b>第1章 総則 第5款の1(2)</b></p> <p>生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、<u>生徒指導</u>の充実を図ること。</p> <p><b>第5章 特別活動 第3の1(3)</b></p> <p>ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた<u>生徒指導</u>との関連を図るようにすること。</p>

※下線及び網かけは筆者による。

育相談の今日的意義と関係性を問いなおすことは大きな意義があると思われる。

## 2. 学習指導要領における内容

### (1) 「生徒指導」の規定の比較検討

平成20年版(注1, 以下同様のため省略)と平成29年版(注1, 以下同様のため省略)において、『小学校学習指導要領』『中学校学習指導要領』『高等学校学習指導要領』の中で、「生徒指導」がどのように規定されているのかまとめたのが、表1である。

#### 1) 平成20年版

まず、平成20年版では、小学校、中学校、高等学校(以下、小学校等と記す。)の総則において、「教師と児童(生徒)の信頼関係及び児童(生徒)の相互の好ましい人間関係を育てる」と、「児童(生徒)理解を深めることが生徒指導を進める、ひいては教育活動の目標を達成していくための基盤になることが共通的に学校種を問わず述べられている。

また、この内容は特別活動にも引き継がれ、「学級活動(ホームルーム活動)については、個々の児童(生徒)についての理解を深め、児童(生徒)との信頼関係を基盤に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること」と、同様の規定がされている。これは、生徒指導のねらいである自己指導能力の育成は、特別活動の目標と大いに重なり、生徒指導と特別活動との関連の深さを物語っている。

一方、中学校及び高等学校の総則には、「生徒が自主的(主体的)に判断、行動し積極的に自己を行かしていくことができるよう」に育てることが追記されていて、これは小学校には見当たらない規定である。中学校及び高等学校という時期の発達段階に即した生徒指導の目標が付け加えられたと理解してよいだろう。

また、中学校及び高等学校の特別活動には、「生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談(進路相談を含む。)についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること」の規定があり、これもまた小学校にはない。生徒指導とは、それぞれの総則に示されていたように、「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう」に指導・援助を行うものである。その機能を十分に生かすためには、「共感的な人間関係を育成し、生徒に確かな存在感を与えるとともに、自己

決定的場や機会をより多く用意し、生徒が自己実現の喜びを味わうことができるよう、指導上の配慮を行うことが大切」(『平成20年版中学校学習指導要領解説 特別活動編』p.97)であり、教育相談においてもその機能を生かして適切に実施するよう規定されたものである。教師が行う教育相談は、生徒指導そのものであり、生徒指導と教育相談の関係性の深さが読み取れる。

なお、特別支援学校小学部・中学部・高等部については、それぞれ小学校等の規定と同一のものであることからここでは省略した。また、『幼稚園教育要領』(特別支援学校幼稚部含む)には生徒指導の規定が一切ないことから、これもここでは省略した。(次の平成29年版でも同様である)

#### 2) 平成29年版

次に、平成29年版では、小学校等の総則において、「児童(生徒)が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童(生徒)理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること」と、小学校～高等学校まで全く統一した規定に改訂されている。これは、生徒指導の定義や機能を述べつつ、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめられた『生徒指導提要』(文部科学省, 2010)の主旨を踏襲したものと考えられる。

また、特別活動においても同様に、小学校～高等学校まで生徒指導の規定内容が完全に統一された。さらに特記すべきことは、「いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること」と、学習指導要領の中に初めて「いじめ」の名称が規定されたことである(注2)。なお、特別支援学校小学部・中学部・高等部については、それぞれ小学校等の規定と同一のものであることからここでも省略した。

### (2) 「教育相談」の規定の比較検討

平成20年版と平成29年版において、『小学校学習指導要領』『中学校学習指導要領』『高等学校学習指導要領』の中で、「教育相談」がどのように規定されているのかまとめたのが、表2である。

#### 1) 平成20年版

まず、平成20年版では、小学校に「教育相談」の内容がなく、中学校及び高等学校のみ、しかも特別活動の

## 生徒指導と教育相談の今日的意義と関係性

中だけに規定されていることが注目される。ただ、『小学校学習指導要領解説 特別活動編』の中に生徒指導の充実にかかわる事項として、1 箇所以下のように「教育相談」に係わる記述は見られる。

「特別活動の指導の全体を通して、教師と児童及び児童相互が温かい人間関係と信頼感で支えられるよう教育相談的な指導観を教師個々がもつことが大切である。」（※下線は筆者）

小学校での教育相談は、生徒指導に内包される関係性であり、中学校及び高等学校での教育相談は、生徒指導との関係性は深く、それは生徒指導の一環としてあるものの、独自の重要性を持つ機能として位置付けられていることがうかがえる。特に、教育相談が規定された 50 年前から平成 20 年版まで「教育相談（進路相談を含む。）」という表記が続けられたのは、この時期の進路相談の必然性が深く関係していると思われる。

『中学校学習指導要領解説 特別活動編』（p.97）の中において、「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方

を助言することである」と、教育相談についての定義がなされている。これまでに『生徒指導の手びき』（1965）や『生徒指導の手引』（1981）等にも同様の趣旨の内容が散見されたが、平成 20 年版の解説で“正式な定義”としてまとめられた印象である。また、教育相談の実施方法として「1 対 1 の相談活動に限定されることなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である」と追加説明されている。さらに、「生徒との相談だけでは不十分な場合が多いので『生徒の家庭との連絡を密に』することも必要である」と、学習指導要領の規定を補強する内容が付加されている。

生徒指導において家庭との連携は重要だが、直接的には児童生徒に対する教育実践であり、教育的機能である。教育相談は児童生徒への教育実践、教育的機能にとどまらず、家庭や保護者も支援対象であり、助言を含むかわりもその活動範囲であることが求められ、規定されたとと言える。後者については、後述する特別支援学校の学習指導要領等（注 3）の中で顕著に表れている。

表 2 「教育相談」の規定

	平成 20 年版(注 1)	平成 29 年版(注 1)
小学校	(なし)	<b>第6章 特別活動 第3 2(3)</b> 学校生活への適応や人間関係の形成などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング(教育相談を含む。)の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初や各学年のはじめにおいては、個々の児童が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活できるよう工夫すること。あわせて、児童の家庭との連絡を密にすること。
中学校	<b>第5章 特別活動 第3 1(2)</b> 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、 <u>教育相談</u> (進路相談を含む。)についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。	<b>第5章 特別活動 第3 2(3)</b> 学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング(教育相談を含む。)の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。
高等学校	<b>第5章 特別活動 第3 1(2)</b> 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、 <u>教育相談</u> (進路相談を含む。)についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。	<b>第5章 特別活動 第3 2(3)</b> 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング(教育相談を含む。)の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。

※下線及び網かけは筆者による。

## 2) 平成 29 年版

次に、平成 29 年版においては、小学校等の特別活動において、「学校生活への適応や人間関係の形成（進路の選択）（教科・科目や進路の選択）などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童（生徒）の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初（や各学年のはじめ）においては、個々の児童（生徒）が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活できるよう工夫すること。あわせて、児童（生徒）の家庭との連絡を密にすること。」と、統一した規定に改訂されている。

教育相談の規定は小学校では初である。これは、先の生徒指導の規定の改訂と同様であり、小学校等の統一性が図られたものである。しかし、教育相談が括弧書きで挿入という形式になり、替わってカウンセリングが前面に書き出されていることは注目しなければならないだろう。さらに、カウンセリングについては、ガイダンスとともに第 1 章総則の中にも、「主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童（生徒）の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童（生徒）の発達を支援すること。」と、同種の内容が小学校等（特別支援学校の小学部・中学部・高等部を含む）で統一して規定されていて、これまでの教育相談の定義に似た規定でカウンセリングが登場している。この点については改めて後述する。

### （3）特別支援学校の「教育相談」の規定

平成 20 年版と平成 29 年版において、『特別支援学校 幼稚部教育要領』『特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領』『特別支援学校 高等部学習指導要領』の中で、「教育相談」がどのように規定されているのかまとめたのが、表 3 である。

特別支援学校の学習指導要領等における教育相談の位置づけは、小学校等のそれとは一線を画している。

まず、特別支援学校における教育相談の規定はいずれも総則での位置づけになっており、また、平成 20 年版と平成 29 年版の内容に変更はなく（全く同一文言ではないが内容的に変更はされていない）、平成 20 年版の方向性が平成 29 年版にも受け継がれている。この内容、方向性は、改正学校教育法（平成 19 年施行）及びそれに関

連した特別支援教育の推進に係わる文部科学省通知（平成 19 年 4 月 1 日付）に基づいたものである。同法第 74 条には「特別支援学校においては、（省略）幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、（省略）幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と規定され、同省通知には「特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。」と具体化されている。

このように、特別支援学校では、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請によって、障害のある幼児・児童・生徒、担当する教師等、保護者等も教育相談の対象として取り組むことが求められている。これは、平成 20 年版及び平成 29 年版の両学習指導要領等に規定されたように、特別支援学校の「地域における特別支援教育のセンターとしての役割」が位置付けられたものである。ただ、幼児・児童・生徒と教師等に対しては「助言又は援助」とし、保護者等には「教育相談」と表現を区別しているが、これは、前者は学校教育法第 74 条の規定を準用しているためであり、両者の違いはないと捉えていだろう。また、養成する機関がそれぞれ「幼稚園等」「小学校又は中学校等」「高等学校等」と規定されているのは、当該の校種にとどまらず、全ての校種や保育所等に在籍する幼児・児童・生徒や教師等への支援も含まれていることにも注目しなければならない。さらに、特別支援学校における教育相談の要である特別支援教育コーディネーターの役割として、「関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと」も要請されている。

2 つ目に、特別支援学校の教育相談の特徴は、幼稚部の教育要領に見られるように、特に視覚障害や聴覚障害のある幼児の「早期からの教育相談」の重要性が規定されていることである。特別支援教育のセンター的役割の中で、乳児期からの早期の教育相談を受けつつ、当該学校に入学後も引き続き教育相談を実施しながら、保護者等との連携を行いつつ、切れ目のない支援体制ができるように考えられてものであろう。

表3 「教育相談」の規定（特別支援学校）

	平成20年版(注1)	平成29年版(注1)
幼稚園部	<p><b>第3章 第2の6</b></p> <p>幼稚園部の運営に当たっては、幼稚園等の要請により、障害のある幼児又は当該幼児の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により障害のある乳幼児又はその保護者に対して早期からの<u>教育相談</u>を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。(以下省略)</p> <p><b>第3章 第2の7(1)</b></p> <p>視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの<u>教育相談</u>との関連を図り、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握し、活発な活動が展開できるようにすること。</p> <p><b>第3章 第2の7(2)</b></p> <p>聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの<u>教育相談</u>との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。</p>	<p><b>第1章 総則 第6の4(1)</b></p> <p>視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの<u>教育相談</u>との関連を図り、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握できるように配慮することで、安心して活発な活動が展開できるようにすること。</p> <p><b>第1章 総則 第6の4(2)</b></p> <p>聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの<u>教育相談</u>との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。</p> <p><b>第1章 総則 第7の5</b></p> <p>幼稚園部の運営に当たっては、幼稚園等の要請により、障害のある幼児又は当該幼児の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により障害のある乳幼児又はその保護者に対して早期からの<u>教育相談</u>を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。(以下省略)</p>
小学部・中学部	<p><b>第1章 総則 第2節 第4の2(16)</b></p> <p>小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して<u>教育相談</u>を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。(以下省略)</p>	<p><b>第1章 総則 第6節の3</b></p> <p>小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して<u>教育相談</u>を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。(以下省略)</p>
高等部	<p><b>第1章 総則 第2節 第4款の5(18)</b></p> <p>高等学校等の要請により、障害のある生徒又は当該生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して<u>教育相談</u>を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。(以下省略)</p>	<p><b>第1章 総則 第2節 第6款の3</b></p> <p>高等学校等の要請により、障害のある生徒又は当該生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して<u>教育相談</u>を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。(以下省略)</p>

※下線及び網かけは筆者による。

なお、乳幼児期の保護者への子育て支援に係わっては、幼稚園教育要領、保育士指針にも同様な内容を散見することができる。以下に概観したい。

#### (4) 幼稚園の「教育相談」の規定

幼稚園の教育要領の中に生徒指導の規定はないことは、

表4 「教育相談」に関する規定（幼稚園）

平成10年版	<p><b>第3章 2の(5)</b></p> <p>幼稚園の運営に当たっては、<u>子育ての支援</u>のために地域の人々に施設や機能を開放して、<u>幼児教育に関する相談</u>に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。</p>
平成20年版	<p><b>第1章総則 3</b></p> <p>(省略) 幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の<u>教育の支援</u>に努めること。</p> <p><b>第3章 第2の2</b></p> <p>幼稚園の運営に当たっては、<u>子育ての支援</u>のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の<u>教育に関する相談</u>に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。</p>
平成29年版	<p><b>第1章総則 第7</b></p> <p>(省略) 幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の<u>教育の支援</u>に努めるものとする。</p> <p><b>第3章 2</b></p> <p>幼稚園の運営に当たっては、<u>子育ての支援</u>のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の<u>教育に関する相談</u>に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。</p>

※下線及び網かけは筆者による。

既に述べた。ただ、生徒指導の機能は幼稚園でも生かされる必要性は教育要領の中に見て取ることができる。(具体的には割愛する。)一方、教育相談についても同様に教育要領の中に規定は見られないが、生徒指導と違って内容的に教育相談と同種の規定は存在する。それをまとめたものが、表4である。

まず、幼稚園の目的の達成に資するために、「家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること」が平成20年度から規定されている。

また、平成10年版から現在に至るまで、幼稚園の運営に当たって「地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすように努めること」が規定されている。その際に、保護者や地域の人々に「幼児教育（幼児期の教育）に関する相談に応じ」ることを始め、平成20年版からは、「情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりする」ことが追加規定されている。

なお、保育所保育指針においても同種の規定が具体的により多く示されているが、ここでは割愛する。

#### (5) 「生徒指導」「教育相談」「ガイダンス」「カウンセリング」等の規定の流れ

学習指導要領における生徒指導及び教育相談の規定の有無がどのように変化してきたのか、また、これらに直接関連するガイダンス、カウンセリングの規定の推移を含めてまとめた一覧が、表5である。(いじめ、不登校の規定も付記した。)

まず、学習指導要領の中に生徒指導の規定が入れられたのは、中学校及び高等学校（盲学校、聾学校、肢体不自由、病弱・身体虚弱の高等部含む（注4）の総則においてが最初で、約50年前の改訂（昭和43年版）に遡る。当時の文部省発行の生徒指導のバイブルと言われた『生徒指導の手びき』（1965）がそれを後押ししたのであろう。その後、中学校及び高等学校（盲学校、聾学校、養護学校の中学部・高等部含む）の「生徒指導主事」の制度化（1975）へと進み、生徒指導の名称が当学校種の教育活動の中に定着してきた（注5）。

それから、中学校及び高等学校に遅れること20年、平成元年版の学習指導要領改訂の際に、小学校（盲学校、聾学校、養護学校の小学部・中学部含む）にも初めて生徒指導の規定が挿入されることとなった。（その際、総則とともに特別活動の中にも同時に挿入された。）これは、生徒指導上の問題の低年齢化が徐々に顕在化し始めたこ

生徒指導と教育相談の今日的意義と関係性

表5 「生徒指導」「教育相談」「ガイダンス」「カウンセリング」等の規定の有無

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	幼稚部(注4)	小・中学部(注4)	高等部(注4)
昭和43年版(注1)						
		生徒指導(総則) 教育相談(特活)	生徒指導(総則) 教育相談(教科外)			生徒指導(総則)
昭和52年版(注1)						
		生徒指導(総則) 教育相談(特活)	生徒指導(総則) 教育相談(特活)			生徒指導(総則)
平成元年版(注1)						
	生徒指導(総則, 特活)	生徒指導(総則, 特活) 教育相談(特活)	生徒指導(総則, 特活) 教育相談(特活)		生徒指導(総則)	生徒指導(総則)
平成10年版(注1)						
	生徒指導(総則, 特活)	生徒指導(総則, 特活) 教育相談(特活) ガイダンス(総則, 特活)	生徒指導(総則, 特活) 教育相談(特活) ガイダンス(総則, 特活)	教育相談(総則)	生徒指導(総則) 教育相談(総則) ガイダンス(総則)	生徒指導(総則) 教育相談(総則) ガイダンス(総則)
平成20年版(注1)						
	生徒指導(総則, 特活)	生徒指導(総則, 特活) 教育相談(特活) ガイダンス(総則, 特活)	生徒指導(総則, 特活) 教育相談(特活) ガイダンス(総則, 特活)	教育相談(総則)	生徒指導(総則) 教育相談(総則) ガイダンス(総則)	生徒指導(総則) 教育相談(総則) ガイダンス(総則)
平成29年版(注1)						
	生徒指導(総則, 特活) 教育相談(特活) ガイダンス(総則, 特活) カウンセリング(総則, 特活) いじめ(総則, 特活) 不登校(総則)	生徒指導(総則, 特活) 教育相談(特活) ガイダンス(総則, 特活) カウンセリング(総則, 特活) いじめ(総則, 特活) 不登校(総則)	生徒指導(総則, 特活) 教育相談(特活) ガイダンス(総則, 特活) カウンセリング(総則, 特活) いじめ(総則, 特活) 不登校(総則)	教育相談(総則)	生徒指導(総則) 教育相談(総則) ガイダンス(総則) カウンセリング(総則) いじめ(総則)	生徒指導(総則) 教育相談(総則) ガイダンス(総則) カウンセリング(総則) いじめ(総則)

※特活は、特別活動のこと。

ともあろうが、何より生徒指導というものが、青少年の非行その他の問題行動に対する対策といった問題解決型の指導だけに偏ることなく、一人一人の子どもの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や行動を高めることを目指す積極的(注6)な教育活動の機能であることを意義づけ、重要視したためであろう。こうして、学習指導要領に生徒指導の規定が小学校(小学部)～高等学校(高等部)まで位置付き、今日の統一的な規定に至っている。

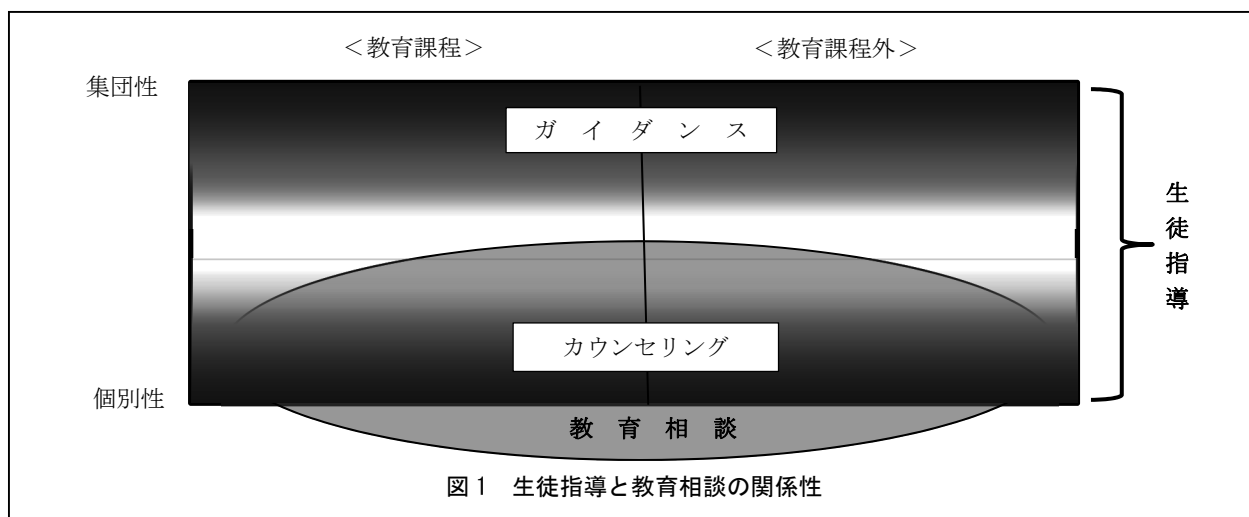
次に、教育相談の規定についても生徒指導と同様に昭和43年版からである。生徒指導との違いは、教育相談は特別活動(教科外活動)での記述であったことである。当時の特別支援学校(注7)の学習指導要領等には教育相談の規定は特段ないが、特別活動は小学校等に「準ず

る」規定であることから、省略されたと判断できる。当初は、教育相談が個別指導の形態を取ることを前提としており、進路指導との関連も大きかったことから、集団全体を対象とする教科指導を含む総則には規定せず、特別活動(教科外活動)に規定したと思われる。

ガイダンスは、平成10年版から規定されている。生徒指導における個別指導は教育相談がその主たる働きを担うが、集団指導(特に開発的・予防的な生徒指導)をより適切に行う重要性や必要性が叫ばれる中でそれは登場している。

カウンセリングについて、学習指導要領上に規定されたことは大変画期的だが、先に述べたように「教育(相談)とカウンセリングの関係性」という古くて新しい課題が生じることとなっている。





### 3. 総合的考察

学習指導要領における生徒指導と教育相談の関係性を図示したのが、図1である。

生徒指導は、教育課程の内外において社会的資質や行動力を高め、自己指導能力を育成していく教育活動である。その際、児童生徒のよりよい適応や成長、人間関係の形成等、主に集団の場面で行われる生徒指導をガイダンスと位置付け、児童生徒の実態に即して、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

集団場面の学習が児童生徒一人一人のものとなるためには、個別指導による助言等が必要になる。その中心的なものが教育相談である。教育相談の中核は特別活動や教育課程外にて行われるだろうが、教科学習での教育相談的な関わり（カウンセリング・マインド）や、児童生徒の個々の実態を把握しようとする教師の観察姿勢はすでに教育相談が開始されていると言えるだろうし、個別の課題を視点とするが常に1対1で行うものでもない。

また、教育相談は在籍する児童生徒への助言にとどまらず、保護者や家庭をはじめ、地域の各学校の関係者も対象となっている。すなわち、教育相談は生徒指導の中心的な働きをしつつも、生徒指導の範疇には収まらない多義的機能を併せ持っている。

学校におけるカウンセリングについて、『中学校学習指導要領（平成29年版）解説 特別活動編』（p.131）には、「生徒一人一人の生き方や進路、学校生活に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための助言等を、個別に行う教育活動である。」と説明されている。また、特別活動の中で行うカウンセ

リングは、「専門家に委ねることや面接や面談を特別活動の時間の中で行うことではなく、教師が日頃行う意図的な対話や言葉掛けのことである。」としている。こうした点から、教育相談と学校で行うカウンセリングは重なり合うことが多い。

これまでは、生徒指導と教育相談の関係性として、「教育相談は主に個に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとするのに対して、生徒指導は主に集団に焦点を当て、行事や特別活動などにおいて、集団としての成果や変容を目指し、結果として個の変容にいたるところに」とあると説明されてきたが（『生徒指導提要』p.92）、今後は、ガイダンスとカウンセリング、あるいは生徒指導におけるカウンセリング機能等が取って代わることになるだろう。そもそも、先の説明には自己矛盾的な要素を含んでいた。生徒指導は集団場面における指導が基本ではあるものの、個別指導もその範疇だからである。

### 4. 今後の課題

今回の学習指導要領では、「いじめ」も新たに規定された。そして、『中学校学習指導要領（平成29年版）解説 総則編』（p.146）には、「生徒自身が主体的にいじめの問題の解決に向けて行動できるような集団を育てることが大切である」として、「学校・学級の諸問題を自主的・協働的に解決していくことができる集団づくりを進めることが求められる」と記述されたことは重要である。

生徒指導、教育相談が個別化の方向にウイングを広げることが社会変動等の中での要請だろうが、いじめ問題等の解決にはこれらの機能が「集団づくり」の方向に向かうことが本筋である。生徒指導及び教育相談の本来の意義はそこにあり、今後の課題としたい。

注

- (注1) 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 特別支援学校において, 学習指導要領等が告示された年をまとめて「〇〇年版」とした。
- (注2) 学習指導要領の『解説』では, これまでも「いじめ」についての表記はあったが, 学習指導要領の中に規定されたのは平成29年版(注1)が最初である。
- (注3) 特別支援学校の幼稚部は, 教育要領である。ここではまとめて学習指導要領等として表記する場合がある。
- (注4) 特別支援学校の幼稚部, 小・中学部, 高等部を表す。なお, 特別支援学校の前の名称は, 平成19年以前は盲学校, 聾学校, 養護学校。
- (注5) 学校現場では生活指導の名称が一定定着しており, 生徒指導と生活指導の違いが問われることも多々あった。また, 小学校等では生徒の名称が馴染まず, 「児童指導」と呼称する地域, 学校もあった。
- (注6) 『生徒指導の手びき』『生徒指導の手引』等で使用された「消極的な生徒指導」「積極的な生徒指導」の名称は現在も使用されることはあるが, 現行の『生徒指導提要』では, 「成長を促す指導」「予防的な指導」「課題解決的な指導」という名称に変更されている。
- (注7) 特別支援学校の名称について, 年度を問わず特別支援学校の名称を使用することもある。

引用文献

中川智之, 森真由美 (2015) 生徒指導及び教育相談の関係性から見た教職員の連携のあり方—学習指導要領及び『生徒指導提要』の分析—, 川崎医療短期大学紀要 35号 79-87

文部科学省 (2017) 幼稚園教育要領 (平成29年告示)

文部科学省 (2018) 小学校学習指導要領 (平成29年告示)

文部科学省 (2018) 中学校学習指導要領 (平成29年告示)

文部科学省 (2018) 高等学校学習指導要領 (平成30年告示)

文部科学省 (2018) 特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 (平成29年告示)

文部科学省 (2019) 特別支援学校高等部学習指導要領 (平成31年告示)

文部科学省 (2008) 幼稚園教育要領 (平成20年告示)

文部科学省 (2008) 小学校学習指導要領 (平成20年告示)

文部科学省 (2008) 中学校学習指導要領 (平成20年告示)

文部科学省 (2009) 高等学校学習指導要領 (平成21年告示)

文部科学省 (2009) 特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 高等部学習指導要領 (平成21年告示)

文部科学省 (2010) 生徒指導提要, 教育図書

文部科学省 (2018) 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 総則編, 東洋館出版社

文部科学省 (2018) 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 特別活動編, 東洋館出版社

文部科学省 (2018) 中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 総則編, 東山書房

文部科学省 (2018) 中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 特別活動編, 東山書房

文部科学省 (2019) 高等学校学習指導要領 (平成30年告示) 解説 総則編, 東洋館出版社

文部科学省 (2019) 高等学校学習指導要領 (平成30年告示) 解説 特別活動編, 東京書籍

文部科学省 (2018) 特別支援学校教育要領・学習指導要領 解説 総則編 (幼稚部・小学部・中学部), 開隆堂出版

学習指導要領データベース  
<http://www.nier.go.jp/guideline/index.htm>

国立教育政策研究所.OECD 生徒の学習到達度調査(PISA).  
[https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2018/03\\_result.pdf](https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2018/03_result.pdf)

国立教育政策研究所.平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査報告書・調査結果資料.  
<https://www.nier.go.jp/19chousakekkahoukoku/index.html>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (2019) 平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/10/1422020.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/10/1422020.htm)

文部科学省.新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 (2019) 「新しい時代の初頭中等教育の在り方について」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/083/siryo/\\_icsFiles/afiedfile/2019/07/08/1418542-4.3.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/083/siryo/_icsFiles/afiedfile/2019/07/08/1418542-4.3.pdf)

文部科学省 (2007) 特別支援教育の推進について (通知), 19文科初発第125号

文部省 (1990) 生徒指導資料第21集 生徒指導研究資料 第15集「学校における教育相談の考え方・進め方—中学校・高等学校編—」

文部省 (1965) 生徒指導の手びき

文部省 (1981) 生徒指導の手引 (改訂版)

Consideration of Relationship between Student Guidance and Educational Counseling, based on Today's Significance

— Focusing on the Course of Study —

NAKAO Masahiko